

生活習慣病管理料への移行のお知らせ

2024 年診療報酬改定における厚生労働省の指針に従い、個々に応じたより専門的・総合的な治療管理をおこなうため、「特定疾患療養管理料」から「生活習慣病管理料」へ移行いたします

●生活習慣病管理料

【対象となる患者様】

高血圧症、脂質異常症、糖尿病（在宅自己注射指導管理料を算定している患者様を除く）
いずれかが主病の方

【療養計画書】

患者様個々に応じた目標を設定し、指導内容等を記載した療養計画書を作成します

【移行時期】

2024 年 6 月 1 日（土）から

【費用について】

窓口負担についても、変更があります

以前と比較して診察にお時間がかかる場合が予想されます
皆様のご理解とご協力をお願いいたします